

## 県産材競争力強化・販路拡大支援事業実施要領

	平成27年4月15日	県流第7号林政部長通知
改正	平成27年6月9日	県流第177号林政部長通知
改正	平成28年4月8日	県流第8号林政部長通知
改正	平成29年4月10日	県流第18号林政部長通知
改正	平成30年3月30日	県流第926号林政部長通知
改正	平成30年6月29日	県流第382号林政部長通知
改正	平成31年3月25日	県流第849号林政部長通知
改正	令和2年3月27日	県流第769号林政部長通知
改正	令和3年3月24日	県流第804号林政部長通知
改正	令和4年3月30日	県流第660号林政部長通知
改正	令和6年3月29日	県流第768号林政部長通知

### (事業の趣旨)

第1条 本事業は、木材需要の減少、社会ニーズの多様化など、木材産業を取り巻く環境変化に的確に対応し、岐阜県産の木材（以下「県産材」という。）の利用拡大に関する取り組みを支援し、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 次に掲げる事業を補助対象とする。

#### (1) 国内競争力強化支援事業

WEBを活用した営業・商談活動の実施、展示会の出展、住宅見学会の開催など、国内での県産材住宅、県産材製品の販路拡大に向けた取り組み

#### (2) 海外販路拡大支援事業

展示会への出展など、海外での県産材製品の販路拡大に向けた取り組み

#### (3) 新規用途導入促進事業

県産材を利用した新製品の開発支援、製品化に向けた試験研究などの取り組み

#### (4) 海外技術者育成支援事業

技術指導、研修会の開催など県産材住宅を建設する海外技術者の育成に向けた取り組み

#### (5) 県産材海外PR施設整備支援事業

海外における県産材PR施設の整備

#### (6) DX支援事業

生産工程管理、在庫管理などのデジタル化や効率的なデジタルデータの活用などのDXに向けた取り組み

2 前項（3）の事業については、以下の（1）から（5）の全てに該当するものとする。

（1）新規需要拡大につながるものとして、以下のいずれかの製品開発や商品開発に係るもの

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等で必要となる建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を必要とするもの

イ 岐阜証明材推進制度の認証を必要とするもの

ウ 長期優良住宅の認定基準や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）上の性能評価において必要とする基準を満たそうとするもの

エ 地域の風土や気候に応じた地域ごとの住宅のプロトタイプの基準に沿ったものであり、県産材の特性に応じた需要拡大が見込めるもの

オ 上記のほか、これに類する製品開発や商品開発を行うもので、知事が県産材の需要拡大を図る上で特に必要と認めるもの

（2）製品開発や商品開発等の結果をもって、県産材を利用した住宅の生産、建築物の建設等の県産材の需要拡大につながることを目的とするもの

（3）先駆的な技術を用いるなどモデル性の高いもの

（4）対象とした部材が継続的に維持される施設となる場合、利用のモニター活動を行うもの

（5）部材開発によって建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を取得する場合、その内容を公開し、広く活用されるよう普及を図るもの

3 第1項（4）の事業については、以下の（1）及び（2）に該当するものとする。

（1）海外に居住している、または今後海外に居住する予定の外国人を対象に、県産材を使用した住宅建築にかかる技術研修を行うもの

（2）県産材を使用した木造住宅建築を熟知した日本人が指導者となり、同じ研修生に原則として延べ20日以上技術研修を行うもの

4 第1項（5）の事業については、以下の（1）及び（2）に該当するものとする。

（1）整備するPR施設において、自社以外の3社以上の県産材製品を展示するもの

（2）整備するPR施設に使用する木材は原則としてぎふ証明材であるもの

5 対象となる支出経費は以下のとおりとする。

区 分	内 容
賃 金 ※海外技術者育成支援事業に限る	海外技術者の育成に必要となる業務（技術指導、研修会等の開催）を行う指導者（大工等技術者）に対して支払う実働に応じた対価とし、定額26千円/日とする。
謝 金 ※自社以外の者に支出する経費に限る	事業を実施するために必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼
旅 費	事業に必要な旅費及び費用弁償 （原則として、実際に要した経費と岐阜県職員等旅費条例（昭和32

	年10月1日条例第30号) で定める経費のうち、低い方の額を対象とする)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、資料購入費、修繕料等 (ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は除く)
役務費	通信運搬費、筆耕翻訳料、損害保険料、認証申請等の手数料等の経費、販路拡大に向けた市場調査等の経費、生産性向上に係るシステムの開発に係る経費、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費
委託料	広告出稿料、コンサルタント、登記事務、測量等の委託料、調査・調整、資料作成等の経費、D Xに向けたシステム開発等に係る経費
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料
資材費	事業実施に直接必要な資材の購入に係る経費
器具費	事業実施に直接必要な器具の購入に係る経費
建築工事費 ※県産材海外P R施設 整備支援事業に限る	建物本体の建築工事に要する経費(ただし、電気・上下水道等設備 関連工事費は除く)

- ※1 汎用性があり目的外使用になり得るもの(例:パソコン・タブレットP Cおよび周辺機器(ハードディスク・L A N・W i - F i・サーバー等)、自転車等)の購入費用は補助対象外とする。
- ※2 契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとする。
- ※3 チラシ、パンフレット、カタログ等印刷物やH P、普及物品などの制作物は県産材の需要拡大に寄与するものに限り補助対象とし、制作物には県の補助金活用の旨を明記すること。
- ※4 本事業を活用して試作した製品については、販売することはできない。
- ※5 海外販路拡大支援事業における輸送に係る直接の経費は、現地において販売事業に供せず、かつ、日本へ持ち帰る展示品、チラシ等の配布物のみ対象とする。

6 補助対象経費の補助率は1 / 2以内とする。また、補助金の限度額は、1事業あたり下記のとおりとする。なお、補助金の額に1, 0 0 0円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

補助金の限度額
第2条第1項の(1)の事業
1事業あたり 1, 0 0 0千円
第2条第1項の(2)及び(4)の事業
1事業あたり 2, 0 0 0千円
第2条第1項の(3), (5)及び(6)の事業
1事業あたり 5, 0 0 0千円

- 7 事業実施期間は、補助金交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。
- 8 事業主体は、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・維持管理手法等を用いた結果生じたことに係る責任を全て負うものとする。
- 9 事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできないものとする。  
ただし、事業主体が市町村の場合、または事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとする。
- 10 本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることができないものとする。

(補助対象者)

第3条 本事業の補助対象者は林業・木材産業関係者、住宅産業関係者、市町村及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認める者で、以下の条件を全て満たすこととする。

(1) 岐阜県内に事業所を有する者。

(2) 共同で本事業を行おうとする者は以下のアからエをすべて満たす者。

ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定又は締結されていること。

イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。

ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。

エ 事業を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

(3) 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」第3条各号に掲げる者でないこと。

(実施計画書)

第4条 事業主体は、事業実施計画書(様式第1号)を作成し、知事へ提出するものとする。

2 計画書に記載されている事項に重要な変更(補助対象事業費の20%を超える増減)が生じた場合には、前項の規定に準じて、事業実施変更計画書(様式第1号)を提出するものとする。

3 計画書に記載されている事項に軽微な変更(前項に規定する重要な変更以外の事業内容の変更)が生じた場合には、軽微変更届(様式第3号)を提出するものとする。

(補助金交付の内示)

第5条 知事は前条の規定に基づき、事業主体から計画書の提出のあったときは、計画書の内容を審査し、予算の範囲内で補助予定額を決定し、事業主体に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 事業主体は、補助金の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金の交付申請書(要綱別記第1号様式)を要領第7条に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金交付申請書の添付書類)

第7条 要綱別記第1号様式(第3条関係)に定める添付書類は、以下のとおりとする。  
事業計画書(様式第2号)

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、規則第5条第1項により事業主体に補助金の交付決定(様式第4号)を行う。

(事業の着手)

第9条 事業主体は、前条の規定に基づく交付決定後に事業着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定を受ける前に事業を着手する必要がある場合には、事業主体は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(進捗状況等報告)

第10条 事業主体は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在における事業進捗状況等報告書(様式第6号)を同年の12月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業主体は、事業が完了したときは、実績報告書(要綱別記第6号様式)を要領第12条に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第12条 要綱別記第6号様式(第7条関係)に定める添付書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第7号)

(2) 成果報告書(任意様式)

なお、成果報告書には以下の項目について記載するものとする。

- ・目的(実施することになった経緯を含めて記載)
- ・事業内容(事業内容全体の概要を記載)
- ・実施工程(工程やスケジュールを記載するとともに、内容詳細について日付順に、打ち合わせや活動結果、アンケート結果などを記載)
- ・今回の事業結果まとめ
- ・今後の取り組みについて

(事業の確認)

第13条 知事は、当該事業について確認要領に基づく事業確認を行うものとし、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付請求は、要綱第9条の規定により行う。

(効果報告)

第15条 事業主体は、事業完了年度の翌年度から3年間にわたり、県産材等利用実績、輸出実績、事業効果、新製品・施設のモニター調査数の実績及びモニター調査等の結果、事業に関する改善等について効果報告書（様式第9号）を毎年4月末までに知事に提出するものとする。

附 則（平成27年4月15日県流第7号林政部長通知）

この要領は平成27年4月15日から適用する。

附 則（平成27年6月9日県流第177号林政部長通知）

この要領は平成27年6月9日から適用する。

附 則（平成28年4月8日県流第8号林政部長通知）

この要領は平成28年4月8日から適用する。

附 則（平成29年4月10日県流第18号林政部長通知）

この要領は平成29年4月10日から適用する。

附 則（平成30年3月30日県流第926号林政部長通知）

この要領は平成30年3月30日から適用する。

附 則（平成30年6月29日県流第382号林政部長通知）

この要領は平成30年6月29日から適用し、平成30年度交付申請分から対象とする。

附 則（平成31年3月25日県流第849号林政部長通知）

この要領は平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日県流第769号林政部長通知）

この要領は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日県流第804号林政部長通知）

この要領は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日県流第660号林政部長通知）

この要領は令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日県流第768号林政部長通知）

1 この要領は令和6年4月1日から適用する。